

各位

インフラファンド発行者名
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 中村 哲也
(コード番号 9284)

管理会社名
カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 哲也
問合せ先 財務企画部長 柳澤 宏
TEL: 03-6279-0311

グリーンボンド発行に向けた訂正発行登録書の提出に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、グリーンボンド（無担保投資法人債）（以下、「本グリーンボンド」といいます。）の発行に向けた訂正発行登録書（現行発行登録書は2020年6月26日提出）を関東財務局長宛に提出しましたので、お知らせいたします。

1. 本グリーンボンド発行の目的及び背景

本投資法人の資産運用会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2019年8月に国連責任投資原則（UN PRI）の署名宣言者となりました。これにより、本資産運用会社は、それまで以上に社会的責任への貢献を実現すべく、環境・社会・ガバナンス（ESG）課題への取り組みを明確にし、責任ある投資運用を目指しております。本投資法人はこうした取り組みの一環として、スポンサーであるカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社と共に、保有する太陽光発電所が所在する地域と積極的にかかわることや、開発あるいは運用段階における環境負荷の低減を目指すことで、ESG課題への取り組みを明確にしております。

本投資法人は本グリーンボンドの発行により、ESGへ配慮した資産運用の更なる推進につながるとともに、ESG投資に関心を持つ投資家層の拡大を通じて資金調達基盤の強化につながるものと考えていることから、今般、訂正発行登録書の提出を行うものです。

2. 本投資法人のグリーンボンドの仕組み

本投資法人は、グリーンファイナンス・フレームワーク（下記3.に記載します。）に基づき、本グリーンボンドによる手取金は、適格クライテリア^(注)を満たす資産（以下「グリーン適格資産」といいます。）の取得資金並びに取得に関する付随費用等の支払資金、当該取得資金のために調達した既存借入金の返済資金に充当する予定です。

また、グリーンボンドの仕組みで調達した資金の充当状況及び残高、並びにグリーン適格資産の取得価格合計、物件数、その他の定量的指標（CO2削減効果など）を本投資法人ウェブサイトにて開示する予定です。

(注) 適格クライテリアについて

グリーンボンドで調達された資金による資金充対象プロジェクトは、本投資法人及び本資産運用会社の審査基準に照らしリスク検証を実施した健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たすものとします。

- ・ 対象設備が日本国内に存在していること
- ・ 対象設備の建設・設置にあたり、森林法をはじめとする法令及び諸規則を遵守することについて、

- 適用される法令を確認した上で必要となる手続きが行われていること
- ・ 対象設備の建設・設置にあたり、所在土地の権利・契約関係が安定的であり、地元自治体を含めた周辺住民からの理解が適切なレベルで得られていること
 - ・ 対象設備の所在地に環境・土壌の汚染がなく、将来においても対象設備がそれら汚染を引き起こすおそれがないこと
 - ・ 各種専門家レポートにおいて審査基準を満たさない状況であることの指摘がないこと
 - ・ 対象設備への投資は、関連グリーンファイナンスの実行日後速やかに実施されるものであること

3. グリーンボンドとしての適格性について

本投資法人は、本グリーンボンドの発行を含むグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) ^(注1) 2018 年版」、「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」^(注2)、「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) ^(注3)」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」^(注4)に即したグリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。本投資法人は、グリーンファイナンス・フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所 (以下「JCR」といいます。) より「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」^(注5)の最上位評価となる「Green 1 (F)」を取得しています。

(注1) 「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles)」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2) 「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

(注3) 「グリーンローン原則 (Green Loan Principles)」とは、ローン市場協会 (LMA) 及びアジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注4) 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」とは、環境省が 2020 年 3 月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」といいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

(注5) 「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、ICMA が策定したグリーンボンド原則、LMA 及び APLMA が策定したグリーンローン原則、環境省が策定したグリーンボンドガイドライン並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを受けた発行体又は借入人のグリーンボンド発行又はグリーンローン借入方針 (グリーンファイナンス方針) に対する JCR による第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に (F) をつけて表示されます。

4. 今後の予定

本グリーンボンドの発行においては、みずほ証券株式会社を主幹事証券会社として起用し、マーケティング活動を通じて金額、利率等の発行条件の検討を実施する予定です。

以上